

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例案
令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例
(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部改正)

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第9節 削除

第10節 指定自立訓練（機能訓練）」
を

「第9節 指定自立訓練（機能訓練）」に、「第137条の2の3」を「第
137条の2の4」に、「第11節」を「第10節」に、

「第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条の3
—第144条の5）」

を

「第6款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第144条の3
—第144条の5）」

第11節 指定就労選択支援

第1款 基本方針（第144条の6）

第2款 人員に関する基準（第144条の7・第144条の8）

第3款 設備に関する基準（第144条の9）

第4款 運営に関する基準（第144条の10—第144条の13）」

に、

「第3款 運営に関する基準（第304条・第305条）」
を

「第3款 運営に関する基準（第304条・第305条）」

第7節 就労選択支援

第1款 基本方針（第305条の2）

第2款 設備に関する基準（第305条の3）

第3款 運営に関する基準（第305条の4—第305条の8）」

に、「第7節 就労移行支援」を「第8節 就労移行支援」に、「第8節 就労継続支援A型」を「第9節 就労継続支援A型」に、「第9節 就労継続支援B型」を「第10節 就労継続支援B型」に、「第10節 多機能型に関する特例（第335条—第337条）」を「第11節 多機能型に関する特例（第335条—第337条）」に改める。

(2) 第2条第8号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

(3) 第8条第1項第34号の次に次の3号を加える。

(34)の2 指定就労選択支援 就労選択支援（第247条第1項第14号の2の就労選択支援をいう。第154条の2において同じ。）に係る指定障害福祉サービスをいう。

(34)の3 指定就労選択支援事業者 指定就労選択支援の事業を行うものをいう。

(34)の4 指定就労選択支援事業所 指定就労選択支援事業者が指定就労選択支援の事業を行う事業所をいう。

(4) 第8条第1項第43号の2中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同項第43号の5中「第5条第16項」を「第5条第17項」に改め、同項第44号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同項第46号の2中「行われる」の次に「相談、」を加え、「、食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加え、同項第46号の5中「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加え、同項第47号及び第48号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同

条第2項第2号中「、指定医療型児童発達支援（児童福祉法施行条例第4条第5号に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業」を削り、「児童福祉法施行条例第4条第8号」を「同条第8号」に、「児童福祉法施行条例第4条第10号の2」を「同条第10号の2」に、「児童福祉法施行条例第4条第11号」を「同条第11号」に改める。

- (5) 第10条第1項中「及び第10節」を「、第9節、第10節及び第12節」に改める。
- (6) 第12条第1項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。
- (7) 第13条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。
- (8) 第14条第1項中「第12条第2項」を「第12条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第2項に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。
- (9) 第19条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。
- (10) 第32条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 - (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
- (11) 第33条第2項中「当該利用者」の次に「及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同条第3項中「居宅介護計画」を「第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画」に改める。
- (12) 第37条に次の1項を加える。
 - 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱

える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(13)第51条第1項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

(14)第52条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、前条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

(15)第54条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

(16)第58条第2項及び第59条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(17)第60条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(18)第61条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない

ない。

(19)第62条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(20)第78条第1項第2号中「第10節及び第11節」を「第9節及び第10節」に、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(21)第91条の2の3第1号及び第2号中「第137条の2の2」を「第137条の2の3」に改める。

(22)第91条の3第2号中「指定通所介護等利用者（指定通所介護等を利用する者をいう。以下この条、第137条の3及び第144条の3において同じ。）」を「指定通所介護等の利用者」に改め、同条第3号中「指定通所介護等利用者の数を指定通所介護等」を「指定通所介護等の利用者の数を当該」に改める。

(23)第98条第4項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

(24)第99条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(25)第104条第3項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

(26)第110条第2項中「当該利用者」の次に「及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等」を加える。

(27)第112条中「、第36条、第37条第1項及び第2項」を「から第37条まで」に、「第42条第1項」を「第37条第3項中「第33条」とあ

るのは「第110条」と、第42条第1項」に改める。

(28)第3章第9節の節名を削る。

(29)第131条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(30)第137条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

(31)第137条の2の3中「第137条の2の3」を「第137条の2の4」に、「第137条の2の2第4号」を「第137条の2の3第4号」に改め、同条を第137条の2の4とし、第137条の2の2を第137条の2の3とし、第137条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第137条の2の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第137条の3第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーション

の利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(32) 第137条の3中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第137条の4の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「の面積を、指定通所介護等利用者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所における指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(33) 第137条の4の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第137条の4の2 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」と

いう。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(34) 第3章第10節を同章第9節とする。

(35) 第144条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

(36) 第144条の3第2号中「指定通所介護等利用者」を「指定通所介護等の利用者」に改め、同条第3号中「指定通所介護等利用者の数を指定通所介護等」を「指定通所介護等の利用者の数を当該」に改める。

(37) 第3章中第11節を第10節とし、同節の次に次の1節を加える。

第11節 指定就労選択支援

第1款 基本方針

第144条の6 指定就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する

者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第144条の7 指定就労選択支援事業者が指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第144条の8 第55条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「第144条の7」と読み替えるものとする。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第144条の9 第81条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第144条の10 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用され

たものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第144条の11 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び本市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第144条の12 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努め

るとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第144条の13 第16条から第27条まで、第30条、第35条、第37条第1項及び第2項、第40条の2、第42条の2から第48条まで、第60条、第63条、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条(第2項第1号を除く。)、第84条、第85条、第86条から第90条まで、第134条及び第143条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「第38条」とあるのは「第144条の13において準用する第88条」と、第27条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第144条の13において準用する第134条第1項」と、第30条第2項中「第28条第2項」とあるのは「第144条の13において準用する第134条第2項」と、第42条第1項中「第38条」とあるのは「第144条の13において準用する第88条」と、第60条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第75条第2項第2号中「次条」とあるのは「第144条の13」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第144条の13において準用する第67条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第144条の13」と、第143条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第173条の9の規定により読み替えられた指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第173条の9の規定により読み替えられた指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定

する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

(38)第154条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第154条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(39)第155条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

(40)第168条中「第154条」を「第154条の2」に改める。

(41)第173条中「第135条」の次に「、第154条の2」を加え、「並びに」を「、第163条第6項並びに」に、「第164条第1項」を「第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第172条第1項の工賃」と、第164条第1項」に改める。

(42)第173条の5中「第135条」の次に「、第154条の2」を加え、「第164条から」を「第163条第6項、第164条から」に、「第164条第1項」を「第163条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第173条の4第1項の工賃」と、第164条第1項」に改める。

(43)第173条の6中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

(44)第173条の10に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(45)第173条の11を次のように改める。

(実施主体)

第173条の11 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(46)第173条の18第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(47)第173条の18中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1

項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

(48)第173条の21を次のように改める。

第173条の21 削除

(49)第173条の22の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

(50)第173条の24中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第173条の10中」を「第173条の10第1項中」に改める。

(51)第174条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

(52)第177条の2第3項中「退居に」の次に「必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に」を加える。

(53)第177条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(54)第177条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(55)第177条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第177条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う

等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第180条の2の9において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(56)第179条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、第二種協定指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(57)第180条中「、第74条」を削る。

(58)第180条の2の2中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

(59)第180条の2の9の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

(60)第180条の2の10中「、第74条」を削る。

(61)第180条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

(62)第180条の12中「、第74条」を削り、「第177条の6」を「第177条の6第1項」に改める。

(63)第181条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（児童福祉法施行条例第4条第7号の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

(64)第186条第7号中「第212条第1号」を「第212条第1項第1号」に改める。

(65)第188条に次の2項を加える。

5 指定障害者支援施設等においては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

6 指定障害者支援施設等においては、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(66)第189条第3項第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(67)第210条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等の設置者等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しな

なければならない。

(68)第211条第2項中「この条」の次に「及び第212条の3第2項」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者（第212条の3第1項の地域移行等意向確認担当者をいう。第6項において同じ。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

(69)第211条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

(70)第212条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(71)第212条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第212条の2 指定障害者支援施設等においては、施設障害福祉サービ

スの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等においては、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等においては、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等においては、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

- 第212条の3 指定障害者支援施設等においては、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当

該内容を第211条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(72)第235条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等においては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等においては、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(73)第242条を次のように改める。

第242条 削除

(74)第247条第1項第14号の次に次の3号を加える。

(14)の2 就労選択支援 法第5条第13項に規定する就労選択支援をいう。

(14)の3 就労選択支援事業者 就労選択支援の事業を行う者をいう。

(14)の4 就労選択支援事業所 就労選択支援事業者が就労選択支援の事業を行う事業所をいう。

(75)第258条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

(76)第259条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用

者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

(77)第260条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(78)第277条第2項第4号中「前条第2項」を「第276条第2項」に改める。

(79)第282条第3項及び第6項並びに第296条第3項及び第6項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(80)第299条及び第305条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

(81)第335条第1項中「、多機能型による指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

(82)第5章第10節を同章第11節とする。

(83)第334条中「第297条」の次に「、第314条の2」を加える。

(84)第5章第9節を同章第10節とする。

(85)第330条中「及び第297条」を「、第297条及び第314条の2」に改める。

(86)第5章第8節を同章第9節とする。

(87)第307条中「おいて」の次に「、第251条中「20人以上」とあるのは「10人以上」と」を加える。

(88)第314条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第314条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(89)第315条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

(90)第5章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 就労選択支援

第1款 基本方針

第305条の2 就労選択支援の事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短時間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(規模)

第305条の3 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第3款 運営に関する基準

(従業者の配置の基準)

第305条の4 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として障害福祉サービス基準第61条の4第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。第3項において同じ。）の員数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第305条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第305条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この条及び次条第1項において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び本市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該

結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第305条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第305条の8 第250条、第255条から第258条まで、第261条、第265条、第266条、第268条から第277条まで、第280条、第283条、第285条、第287条、第288条及び第289条から第292条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第258条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第277条第2項第2号中「第272条第2項」とあるのは「第305条の8において準用する第272条第2項」と、同項第3号中「第274条第2項」とあるのは「第305条の8において準用する第274条第2項」と、同項第4号中「第276条第2項」とあるのは「第305条の8において準用する第276条第2項」と読み替えるものとする。

(91)第338条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

(92)第356条中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

(93)第374条に次の2項を加える。

5 障害者支援施設においては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者

と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

6 障害者支援施設においては、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(94)第380条第3項第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(95)第387条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設においては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

(96)第388条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者（第389条の3第1項の地域移行等意向確認担当者をいう。第6項において同じ。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

(97)第388条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に

対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

(98)第389条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(99)第389条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第389条の2 障害者支援施設においては、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設においては、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設においては、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設においては、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービ

スの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第389条の3 障害者支援施設においては、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第388条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(100) 第411条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設においては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設においては、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(101) 第415条を次のように改める。

第415条 削除

(102) 第419条第1項中「第137条の2の3」を「第137条の2の4」

に改める。

(103) 附則第5条中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

(104) 附則第9条第2項中「第177条の6各号」を「第177条の6第1項各号」に改める。

(105) 附則第13条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第5節 指定医療型児童発達支援

第1款 基本方針（第58条）

第2款 人員に関する基準（第59条・第60条）を

第3款 設備に関する基準（第61条）

第4款 運営に関する基準（第62条—第65条）」

「第5節 削除」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第12節 医療型児童発達支援センター（第220条—第223条）」を「第12節 削除」に、

「第16節 最低基準の向上（第246条）」を

「第16節 里親支援センター（第245条の2—第245条の7）」

第17節 最低基準の向上（第246条）」に

改める。

(2) 第4条第5号から第7号までを次のように改める。

(5)から(7)まで 削除

(3) 第4条第8号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第10号の2中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第11号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第14号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第15号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第16号中「第6条の2の2第9項」を「第

6条の2の2第8項」に改め、同条第17号及び第26号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第28号中「、指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

(4) 第5条ただし書を削る。

(5) 第6条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(6) 第7条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

(7) 第8条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(8) 第9条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

(9) 第9条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第1項から第3項までの規定により置く従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(10) 第9条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

(11) 第10条中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

(12) 第12条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「、訓練」を「、支援」に改める。

(13) 第13条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項

において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

(14)第13条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

(15)第14条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加える。

(16)第26条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に規定する額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

(17)第26条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(18)第27条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(19)第28条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

(20)第29条第5項中「前項の規定による自らの評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「ついて」の次に「、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で」を、

「自ら評価」の次に「(次項において「自己評価」という。)」を加え、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(次項において「保護者」という。)による評価(次項において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

(21)第29条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

(22)第29条の次に次の2条を加える。

第29条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第29条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(次条第4項において「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

(23)第30条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第29条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観

点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

(24)第31条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(25)第33条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

(26)第38条中「若しくは」を「、」に、「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に改める。

(27)第42条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条ただし書中「災害」の次に「、虐待」を加える。

(28)第43条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

(29)第45条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。）」を加える。

(30)第57条の2の3第1号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(31)第57条の2の4中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

(32)第57条の4第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

(33)第57条の6中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

(34)第2章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第58条から第65条まで 削除

(35)第66条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

- (36)第71条中「第62条」を「第57条の5」に、「第31条」を「第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。
- (37)第71条の2中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。
- (38)第71条の2の2中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に、「第31条」を「第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。
- (39)第71条の4第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「業務又は」を「業務、」に、「の指導、」を「及び」に、「付与」を「習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に改める。
- (40)第71条の10中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）、第29条の2」に、「、第52条、第53条」を「から第53条まで」に、「、第55条」を「及び第55条」に改め、「及び第64条の2」を削り、「第31条」を「同条第4項中「第29条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第29条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第31条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「第57条第2項第1号」を「第51条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第57条第2項第1号」に改める。
- (41)第79条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）、第29条の3」に、「、第52条、第53条」を「から第53条まで」に改め、「、第64条の2」を削り、「第30条中」を「同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪

問先施設に示す」と、第30条中「に、「第31条」を「同条第4項中「第29条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第31条第1項に、「、「次条」を「、「同項第1号中「次条」に改め、「体制」と」の次に「、「第51条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

(42)第80条中「第3項及び第6項を除く。）、第59条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第59条第1項から第3項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」を「同条第8項中「指定児童発達支援事業所」に改める。

(43)第82条第1項中「、「第62条及び第71条において準用する第62条」を「及び第57条の5（第71条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項中「、「第62条及び第71条において準用する第62条」を「及び第57条の5」に、「、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、「第62条及び第71条において準用する第62条」を「及び第57条の5」に改める。

(44)第84条第6号、第7号及び第12号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

(45)第86条第1項中「いう。）」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下この章において「移行支援計画」という。）」を加える。

(46)第87条第3項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第4項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心

理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

(47)第88条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

(48)第100条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(49)第103条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

(50)第104条第2項中「条」の次に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改める。

(51)第104条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第104条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活

又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

(52)第105条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(53)第108条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

(54)第114条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(55)第119条ただし書中「災害」の次に「、虐待」を加える。

(56)第122条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- (57) 第135条第1項第3号中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。
- (58) 第136条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。
- (59) 第138条中「第89条から」を「第87条、第89条から」に、「第105条第1号」を「第105条第1項第1号」に改める。
- (60) 第138条の44中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- (61) 第140条第10号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第43条第1号」を「第43条」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同条に次の1号を加える。
- (14) 里親支援センター 法第44条の3第1項に規定する里親支援センターをいう。
- (62) 第143条の3第1項及び第152条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。
- (63) 第153条及び第166条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
- (64) 第169条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じて意見聴取その他の措置を講ずることにより、乳幼児の意見又は意向、」に改める。
- (65) 第171条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。
- (66) 第174条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
- (67) 第177条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じて意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意向、」に改める。
- (68) 第180条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。
- (69) 第184条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

- (70)第194条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
- (71)第198条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じて意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、」に改める。
- (72)第201条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。
- (73)第202条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。
- (74)第203条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。
- (75)第211条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。
- (76)第212条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。
- (77)第4章第11節の節名を次のように改める。

第11節 児童発達支援センター

- (78)第215条を次のように改める。

(設備)

第215条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とする

こと。

(79)第216条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主）」を「児童発達支援センター（主）」に、「を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として」を「又は」に、「福祉型児童発達支援センターを」を「児童発達支援センターを」に、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

(80)第216条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

(81)第217条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(82)第218条を次のように改める。

第218条 削除

(83)第219条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(84)第4章第12節を次のように改める。

第12節 削除

第220条から第223条まで 削除

(85)第226条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(86)第228条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じて意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、」

に改める。

(87)第231条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

(88)第234条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条第1項」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(89)第238条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じて意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、」に改める。

(90)第241条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

(91)第245条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(92)第4章中第16節を第17節とし、第15節の次に次の1節を加える。

第16節 里親支援センター

（設備）

第245条の2 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第245条の3 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 前項の里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1

条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関し、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 第1項の里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関し、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 第1項の里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関し、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第245条の4 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当

し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第245条の5 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第245条の6 里親支援センターの設置者は、法第44条の3第1項の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第245条の7 里親支援センターの長は、本市、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校のほか、必要に応じて児童福祉施設、児童委員等の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなけ

ればならない。

(93)第247条第1項中「、第65条」を削る。

(94)附則第4条第3項中「第216条第2項」を「第216条第3項」に改め、同条第4項を削る。

(札幌市児童福祉施設条例の一部改正)

第3条 札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第5号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(2) 第3条第2項中「福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター(以下これらを「支援センター」という。)並びに」を「児童発達支援センター及び」に改める。

(3) 第4条の見出し中「支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター(札幌市はるにれ学園及び札幌市かしわ学園に限る。)」に改め、同項第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同項第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第5号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改め、同条第3項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター(札幌市みかほ整肢園及び札幌市ひまわり整肢園に限る。)」に改め、同項第1号中「法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)」を「児童発達支援」に改め、同号ア(ウ)中「医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)」を「指定通所支援」に改める。

(4) 第5条第1項中「支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(5) 第6条第1項第3号中「支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「、指定医療型児童発達支援」を削る。

(6) 第9条中「支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(7) 第12条第1項及び第2項中「医療型児童発達支援センター」を「児童

発達支援センター」に改め、同条第3項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号イ中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第6項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(8) 第13条第1項及び第2項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(9) 別表1中

「

福祉型児童発達支援センター	札幌市はるにれ学園
	札幌市かしわ学園
医療型児童発達支援センター	札幌市みかほ整肢園
	札幌市ひまわり整肢園

」

を

「

児童発達支援センター	札幌市はるにれ学園
	札幌市かしわ学園
	札幌市みかほ整肢園
	札幌市ひまわり整肢園

」

に改める。

(10) 別表2中「支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「、指定医療型児童発達支援」を削る。

(札幌市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第4条 札幌市職員特殊勤務手当条例（平成11年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

(札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 札幌市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成8年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第12条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

（札幌市難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料に関する条例の一部改正）

第6条 札幌市難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく過料に関する条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条」を「第51条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の次に掲げる改正規定並びに第3条中札幌市児童福祉施設条例第4条第2項第4号及び第5号の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(1) 目次の改正規定（「第137条の2の3」を「第137条の2の4」に改める部分を除く。）

(2) 第2条第8号の改正規定

(3) 第8条第1項第34号の次に3号を加える改正規定並びに同項中第43号の2、第43号の5及び第44号の改正規定

(4) 第10条第1項の改正規定

(5) 第19条の改正規定

(6) 第78条第1項第2号の改正規定（「第10節及び第11節」を「第9節及び第10節」に改める部分に限る。）

(7) 第3章第9節の節名の改正規定

(8) 第3章第10節を同章第9節とする改正規定

(9) 第3章中第11節を第10節とし、同節の次に1節を加える改正規定

(10) 第154条の次に1条を加える改正規定

- (11)第168条の改正規定
- (12)第173条の改正規定（「第135条」の次に「、第154条の2」を加える部分に限る。）
- (13)第173条の5の改正規定（「第135条」の次に「、第154条の2」を加える部分に限る。）
- (14)第173条の6の改正規定
- (15)第247条第1項第14号の次に3号を加える改正規定
- (16)第5章第10節を同章第11節とする改正規定
- (17)第334条の改正規定
- (18)第5章第9節を同章第10節とする改正規定
- (19)第330条の改正規定
- (20)第5章第8節を同章第9節とする改正規定
- (21)第314条の次に1条を加える改正規定
- (22)第5章中第7節を第8節とし、第6節の次に1節を加える改正規定
- (23)第338条の改正規定
- (24)第356条の改正規定
（地域との連携等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（以下「新総合支援法施行条例」という。）第177条の7（新総合支援法施行条例第180条の12において準用する場合を含む。以下同じ。）、第180条の2の9、第212条の2及び第389条の2の規定の適用については、新総合支援法施行条例第177条の7第2項及び第3項、第180条の2の9第2項及び第3項、第212条の2第2項及び第3項並びに第389条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新総合支援法施行条例第177条の7第4項、第180条の2の9第4項、第212条の2第4項及び第389条の2第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新総合支援

法施行条例第212条の3及び第389条の3の規定の適用については、新総合支援法施行条例第212条の3第1項及び第389条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、新総合支援法施行条例第212条の3第2項及び第389条の3第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所の人員に関する基準に係る経過措置)

- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）附則第4条第1項の規定により児童福祉法等改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（以下「新児童福祉法施行条例」という。）第9条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(指定児童発達支援事業所の設備に係る経過措置)

- 5 児童福祉法等改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新児童福祉法施行条例第13条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の人員及び利用定員に関する基準に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の児童福祉法施行条例（以下「旧児童福祉法施行条例」という。）第9条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新児童福祉法施行条例第9条及び第14条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の設備に関する基準に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている旧児童福祉法施行条例第9条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条

第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新児童福祉法施行条例第13条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(児童発達支援プログラムの公表に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における新児童福祉法施行条例第29条の2(新児童福祉法施行条例第57条の2の4、第57条の6、第71条、第71条の2、第71条の2の2及び第71条の10において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第29条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

(児童発達支援センターの設備に関する基準に係る経過措置)

- 9 児童福祉法等改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉法施行条例第215条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(児童発達支援センターの人員に関する基準に係る経過措置)

- 10 児童福祉法等改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉法施行条例第216条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(主として重症心身障害児又は難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設備に関する基準に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉法施行条例第215条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉法施行条例第215条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(主として重症心身障害児又は難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの人員に関する基準に係る経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉法施行条例第215条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援セ

ンター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉法施行条例第216条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(理 由)

指定障害福祉サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改める等のため、本案を提出する。